



## IFRS第17号移行リソース・グループ会議(第2回)

IASBスタッフによるIFRS第17号修正案

Francesco Nagari (Deloitte Global IFRS Insurance Leader) | 2018年5月9日

# 目次

- はじめに
- TRGペーパーの背景およびTRGの議論の成果の概要
- 次のステップ

# はじめに

- TRGの目的は次のとおりである。
  - IFRS第17号の導入から生じる潜在的な利害関係者の課題についての議論と分析を行う。
  - 利害関係者がIFRS第17号の新しい要求事項について情報を得る公共の場を提供する。
  - IFRS第17号の導入を支援するために、明確化やその他ガイダンスの提供といった追加的な措置が必要かどうかに關し、IASBの判断を支援する。
- 今回は TRGに提出された論点が議論された第2回目のTRG会議であり、多くの領域が扱われた。今回の会議の中心は、カバー単位に関する議論であった。
- IASBスタッフは、TRGに提起されたカバー単位の論点に対応するため、IFRS第17号の修正を提案した。IASBは、今後開催されるIASB会議において、この修正案を議論する予定である。

# カバー単位を識別するための給付の量の決定

## 背景

- 保険サービスの移転を描写するためには、すべてのカバー単位(CU)の見積りと、カバー期間の各部分へのカバー単位の配分が必要である。
- これは、期間中の契約上のサービス・マージン(CSM)の解放を決定し、保険収益および利益の認識に影響を与える。
- 保険契約グループにおいて、カバー単位の総数は、各契約で提供される給付の量および予想カバー期間によって異なる。
- 2月のTRG会議に続いて提出された論点には、TRGメンバーの以下の見解が含まれている。
  - CUは、契約の予想存続期間に影響を与える範囲において生じる保険事故の発生可能性を反映する。
  - CUは、請求が予想される金額を反映する範囲では、保険事故の発生可能性を反映しない。

### 質問:

IFRS第17号B119項 (a) における「給付の量」の定義は何か。

# カバー単位を識別するための給付の量の決定

## 議論の概要(1/4)

### 投資要素を含む保険契約および含まない保険契約に関するスタッフの分析

1

利益の源泉には、CSMの解放のみならず、非金融リスクに係るリスク調整の解放および実績調整も含まれる。

2

企業が保険リスクを負う期間は、必ずしも保険カバー期間と一致しない。

3

グループ内の契約が異なる種類および金額の給付を提供する場合は、そのような多様性およびカバー期間にわたる給付の変動に対応する方法が必要である。

4

失効に係る仮定は、予想カバー期間に影響を与えるため、CUを決定する際に考慮される。

5

CUの見積りは会計方針ではなく、規則的かつ合理的な方法でサービスの提供を決定するにあたっては判断を伴う。

# カバー単位を識別するための給付の量の決定

## 議論の概要(2/4)

- 投資要素を含まない保険契約に係る給付の量を測定するための原則に関するスタッフの見解は、以下のとおりである。
  - CSM金額は、保険カバー・サービスがグループ内の契約により提供される各期間に認識されなければならない。
  - 便益は、企業が請求の発生を予想しておらず、待機している場合においても、提供される。
- 給付の量を見積るための可能性ある方法には、以下の方法が含まれる。
  - 各期間で利用可能なカバーの最大量
  - 各期間に保険契約者が有効に請求できると企業が予想する金額
- 以下の方法は、目的を満たさないと考えられた。
  - 企業の資産の運用実績に基づく方法
  - 企業が妥当な保険金請求を充足するために待機している期間に、CSMが配分されない方法
  - 保険料に基づく方法。ただし、企業が各期間において提供するサービスの合理的な代用(proxy)となることを立証できる場合は除く
  - 予想キャッシュ・フローに基づく方法。ただし、企業が各期間において提供するサービスの合理的な代用(proxy)となることを立証できる場合は除く

# カバー単位を識別するための給付の量の決定

## 議論の概要(3/4)

- **投資要素を含む保険契約**に係る給付の量を測定するための原則に関するスタッフの見解は、以下のとおりである。
  - **主な検討事項**は、**投資サービス**の提供にCUを割り当てるべきか否かである。
  - スタッフの見解は、変動手数料アプローチ(VFA)契約の場合、保険契約は**保険と投資サービスの両方**を提供するため、CSMの認識およびCUIは、両方のサービスの提供を反映すべきというものである。
  - 一方、VFA契約ではない、投資要素を含む保険契約については、保険契約者に提供されるサービスに**投資サービスが含まれない**。したがって、**提供される給付の量は、投資要素を除かなければならない**。
- TRGメンバーは、以下の点に留意した。
  - スタッフによって**作成された原則**は、様々な契約によって提供される給付の量を識別するにあたって有用であると考えられた。
  - しかし、設例の分析は**事実の固有性が非常に強く**、類似しているものの、僅かに異なるシナリオに対して、これらの設例から導かれる原則を適用することには、リスクがあると考えられた。

# カバー単位を識別するための給付の量の決定

## 議論の概要(4/4)

- TRGのメンバーは、以下の点に留意した(前頁からの続き)。
  - スタッフが識別した方法が、**給付の量を決定する唯一の方法ではない**。他の方法も、原則に整合的で、目的を満たす可能性がある。
  - 契約によって提供される給付の量の**見積方法は選択肢ではなく、事実と状況が異なれば、異なる方法が適切となる可能性がある**。
- VFA契約の**カバー期間およびカバー単位**の定義に、**投資サービスの提供**を含めることを検討するよう、本件をIASB審議会に提起することについては、全般的な支持が得られた。
- 複数の**TRGメンバー**は、一般モデルで会計処理される**投資要素を有する保険契約**（このような契約は、間接連動有配当契約とも呼ばれる）が投資サービスを一切提供しない、というIASBスタッフの見解に**同意しなかった**。
- 多くのTRGメンバーは、**経済的に類似性がある場合**に、**VFA契約と非VFAの間接連動有配当契約**との間で異なる取扱いになることを懸念した。
- IASBスタッフは、本論点を審議会に提示する予定である。

# 企業グループの非金融リスクに係るリスク調整の決定

## 背景

- IFRS第17号37項では、企業がキャッシュ・フローの金額および時期に関して非金融リスクから生じる不確実性の負担に対して要求する報酬を反映するように調整しなければならない、という要求事項を定めている。
- これはまた、企業がそのリスクを負うために要求する報酬を決定する際に、当該企業が含める分散効果の程度を反映しなければならない。
- 本論点では、非金融リスクに係るリスク調整を決定するための集約レベルを検討する。
  - 連結グループの一部である事業体の個別財務諸表（すなわち、保険契約を発行する親会社および子会社）
  - 企業グループの連結財務諸表
- 本論点では、保険契約を発行する企業が、グループおよび連結財務諸表の一部である場合、当該企業の個別財務諸表において、異なる金額のリスク調整を決定することが可能であるか否かが問われている。

### 質問：

非金融リスクに係るリスク調整はどのレベルで決定する必要があるか。

# 企業グループの非金融リスクに係るリスク調整の決定

## 議論の概要(1/2)

- スタッフの見解は、**ただ1つのリスク調整**があるのみであり、この金額は**契約の当事者**である企業によって行われた単一の決定を反映している、というものである。



# 企業グループの非金融リスクに係るリスク調整の決定

## 議論の概要(2/2)

- TRGのメンバーは、リスク調整の決定が会計方針ではなく、企業が不確実性を負担するために要求する実際の報酬を反映する、という見解に同意した。
- IFRS第17号B87項において、企業が「要求する」金額は、保険契約の価格設定に関するものであるか、または不確実性に係る保険者のコストに関するものであるか、すなわち、リスク調整は契約の発行当初時に保険者が行った単一の決定に関連するものであるか否かについては、見解が分かれた。
- しかし、TRGのメンバーは、企業が要求する「報酬」に焦点を絞ることに同意した。そのような報酬は、請求される保険料ではなく、維持する必要資本の金額によって裏付けられる可能性がある。
- 非金融リスクに係るリスク調整が、連結財務諸表で決定されるレベルに関しては、TRGのメンバーの見解が分かれた。多くのメンバーは、より柔軟性のあるアプローチを選好し、財務報告目的上の連結レベルに関わらず、同一の保険契約グループについて、リスク調整が常に同一である、というスタッフの見解は快く思わなかった。
- リスク調整が、異なる報告レベルで既に報告されており、その金額が異なっているオーストラリア市場も参考にされた。
- 特に、TRGメンバーは、定義の中の「企業」への言及について異なる読み方をした。あるメンバーは、「報告企業」を意味すると解釈し、別のメンバーは、「契約の当事者である発行企業」を意味すると解釈した。

# 保険契約の結合

## 背景

- IFRS第17号9項は、1つの**全体的な商業的效果**を達成するか、または達成するように設計されている場合における、同一または関連している相手方との、**一組のまたは一連の保険契約**に関する要求事項を規定している。
- 今回の議論は、2月のTRG会議で提起された論点の継続審議である。2つのTRG会議では、IFRS第17号の適用目的上、**1つの法的契約**を複数の保険契約に**分割すること**になる状況を検討した。
- ペーパーでは、一組のまたは一連の保険契約が実質的に单一の契約であることを示し得る以下の要因を検討した。

01



複数の契約が単一のリスクとして価格設定されている

02



1つの契約の失効により、他の契約の権利および義務が変更される

03



契約を全体として測定した場合には収益をもたらす契約であるが、別個に測定した場合は、1つまたは複数の契約が不利になる

**質問:** IFRS第17号9号の適用にあたり、一組のまたは一連の保険契約を全体として取扱う必要があるのはどのような場合か。

# 保険契約の結合

## 議論の要旨

- スタッフは、その分析の中で以下の点を強調した。
  - 同一の相手方と同時に契約を締結するだけでは、それらの契約を結合しなければならないと結論づけるのに十分ではない。
  - 割引の存在は、それ自体では、決定的な要因ではない
  - 他の構成要素を考慮せずにある構成要素を測定することができないということ（例えば、リスクおよびキャッシュ・フローが相互に依存している場合や複数の契約が同時に失効してしまう場合）は、重要な検討事項である。
  - 契約上の権利および義務が、別個に見た場合と合計で見た場合とで異なる。これは、全体的な商業的効果を達成するために個別の契約が設計されている兆候となる可能性がある。
- TRGのメンバーは、全般的にスタッフの分析に同意した。すなわち、単一の要因が決定的であるとは考えられず、すべての関連する事実および状況を慎重に検討し、相当の判断を要求することに同意した。

# 契約の境界線内のキャッシュ・フロー

## 背景

- IFRS第17号B64項は、契約更新日に契約またはポートフォリオにおけるリスクを完全に反映する価格を設定する実質上の能力を企業が有しているかどうかを評価することを要求している。企業は、更新日において同等の契約を残りのカバーについて引き受ける際に考慮するであろうすべてのリスクを考慮しなければならない。
- ペーパーでは、2つの論点を提起した。
  - ✓ IFRS第17号は、特定の保険契約者(または保険契約のポートフォリオ)に対するリスク/給付水準を再評価し、価格改定する企業の実質上の能力を評価する際に、保険契約の条件以外のものから生じる制約または制限について考慮することを要求しているか。
  - ✓ (保険契約者がオプションを使用した場合に、企業が追加カバーを提供する義務を負う場合) 将来時点で保険カバーを追加するオプションを含む契約の境界線をどのように決定するか。

### 質問:

- a. IFRS第17号34項に記述される、将来時点以降の契約またはポートフォリオのリスクを完全に反映するように、当該時点における価格を設定する実質上の能力とは何か。
- b. 保険カバーを追加するオプションは、契約の境界線にどのような影響を与えるか。

# 契約の境界線内のキャッシュ・フロー

## 議論の概要(1/3)

### 更新日にリスクを価格改定する企業の実質上の能力に関する制約の要因

- 検討された設例は、商業上のプレッシャーおよび風評リスクであった。また、**市場競争が制約と考えられるか否か**についても議論が行われた。
- スタッフは分析の中で、以下の事項を強調した。
  - 制約が、同一市場における**既存の保険契約者および新規の保険契約者**に等しく適用されるのであれば、そのような制約は契約の境界線に係る評価に**関連しない**。
  - 法律上および規制上の制約は、**企業の実質的な権利および義務**に影響を及ぼすことから、考慮される必要がある。ただし、**商業的実質を有しない**条件に関連する場合はこの限りでない。
  - 価格設定上の制約を分析する際、企業は、契約またはポートフォリオ全体のいずれについても、**給付水準を変更することが妨げられるか否か**を検討する必要がある。
- TRGメンバーは、**既存の契約にのみ**該当する場合に、価格改定する企業の実質上の能力に対して**制約が存在し得る**というスタッフの見解に同意した。商業上の要因を分析するにあたっては、それらのうちのいずれが制約となるかを決定するために**判断力行使する**必要がある。

# 契約の境界線内のキャッシュ・フロー

## 議論の概要(2/3)

### 契約の境界線に保険カバーを追加するオプションの影響

- 議論では、主契約の開始時に合意された保険料(変更不可)でカバーを追加するオプションと、当該オプションが行使されるまでは保険料が合意されないオプションとを区別した。
- 以下の見解が提出された。

	見解	説明
A	<ul style="list-style-type: none"><li>カバーの追加オプションは保険契約の特徴であり、その結果生じるキャッシュ・フローは当初認識時に契約の境界線内に含まれる。</li><li>保険契約グループの測定は、保険契約者の行動に関する企業の見積りを反映する。</li></ul>	
B	<ul style="list-style-type: none"><li>オプションは、それが行使されるまでは、当初契約の境界線の外にある。</li><li>保険契約者がオプションを行使する場合、企業は、(i) 当初契約の履行キャッシュ・フローの見積りを変更するか、(ii) 契約全体を新規契約として取扱うこととなる。</li></ul>	

# 契約の境界線内のキャッシュ・フロー

## 議論の概要(3/3)

### 契約の境界線に保険カバーを追加するオプションの影響

- スタッフの見解は以下の通りである。
  - 当初の契約には、分離することが必要がある場合を除いて、保険カバーを追加するオプションが当初認識日から含まれる。
  - オプションから生じるキャッシュ・フローは、企業が**契約全体の価格を完全に改定する**ことができる時点まで、当初の契約の境界線内にある。
  - オプションから生じる追加保険料が企業によって**保証されている**場合、すべてのキャッシュ・フローは当初の契約の**境界線内**にある。
  - しかし、当該オプションの保険料が**行使時においてのみ**決定される場合、企業がその時点で**保険契約者のリスクを完全に反映する**ように契約全体を**価格改定できる**のであれば、基本契約およびオプションの両方に関連する、オプション行使後のすべてのキャッシュ・フローは、当初の契約の境界線の外にある(この結果、新たな契約が生じる)。
  - 企業が**契約全体の価格を改定できない**場合は、オプションから生じるキャッシュ・フローは当初契約の境界線内にある。
- TRGメンバーは、この評価の焦点が**企業の現在の実質的な義務**でなければならず、その終了が契約の境界線を示していることを強調した。
- 複数のTRGメンバーは、将来の保険料に実質的な制約がなければ、企業が**契約全体の価格を改定できない**場合でも、**将来の保険カバーのオプションは契約の境界線の外**にあり、企業に対する**現在の実質的な義務**を含まないと主張した。

# 価格改定メカニズムのある保有する再保険契約の境界線

## 背景

- 保険契約グループの測定には、企業の実質的な契約上の権利および義務から生じる契約の境界線内のすべてのキャッシュ・フローが含まれる。
- 2018年2月のTRG会議において、保有する再保険契約の境界線内のキャッシュ・フローは、再保険者からサービスを受ける実質的な権利および再保険者に支払う実質的な義務から生じることが観察された
- 今回の論点では、再保険者が残存カバーについて、将来に向かって価格改定する権利を有する以下の事例を検討する。
  - 再保険者は価格改定権を行使しないという選択ができ、出再者は再保険者に保険料を支払い続ける義務を有する。
  - 再保険者は価格改定権を行使するという選択ができ、出再者は契約を終了する権利を有する。

### 質問:

再保険者が残存カバーについて、将来に向かって価格改定する権利を有する場合、保有する再保険契約の境界はどのように決定されるべきか。

# 価格改定メカニズムのある保有する再保険契約の境界線

## 議論の概要

本論点については、2つの見解が提示された。

A

出再者は、基礎となる契約の全期間にわたり、再保険者に保険料を支払う実質的な義務を負う

B

契約の境界線は、再保険者が保険料を変更する権利を有する最初の時点で終了する

- スタッフは、契約の境界線を決定する際、出再者が**実質的権利と実質的義務の両方の終了**を考慮する必要があることから、見解Aを支持した。
- 再保険者がカバーを終了する権利は、**出再者の管理が及ばない**ため、考慮されない。また、出再者は、保有する契約のすべての期間を通じて保険料を支払う不可避の義務を有する。
- 出再者は、**再保険者が契約を価格改定する可能性**を含め、将来キャッシュ・フローの金額と時期に関する**予想を反映する**。
- TRGメンバーは、**実質的な権利および義務の両方**を検討しなければならないというIASBスタッフの見解に**同意したが**、ペーパーでは、**限定的な範囲の設例**が示されていることに留意した。

# 適用上の課題に関するアウトリーチ報告

## 背景

- 本報告書では、以下の3つの項目に関する適用上の懸念事項を検討する。これら3つの項目に関する会計的側面については、2月のTRG会議で議論された。
  - 財政状態計算書における**保険契約グループの表示**、および資産である保険契約グループと負債である保険契約グループを区分して表示する必要性
  - 保険料配分アプローチ(PAA)の適用時に、残存カバーに係る負債を計上するために、保険契約グループについて**受領した保険料を追跡する必要性**
  - 決済期間中に取得された**保険契約の事後の会計処理

# 適用上の課題に関するアウトリーチ報告

## 議論の概要

### 財政状態計算書における表示のための集約レベル

- IFRS第17号78項は、**資産である発行した保険契約と負債である発行した保険契約**のグループを財政状態計算書に**区分して表示**することを要求している。
- グループの**全体的な残高**は、**残存カバーに係る負債の残高と発生保険金に係る負債の残高**を開示する注記において、さらに**分解する**必要がある。
- そのためには、受け取った保険料と発生した保険金請求の識別も含めて、保険契約のグループ・レベルで**実際の資金移動を追跡する**必要があるが、情報システムの変更を必要とする一部の企業にとっては、**適用上の重要な課題**となる可能性がある。
- 保険契約のグループ・レベルで**発生保険金を識別する**という課題は、決済期間が長くなる傾向を有する**損害保険契約**に、より関連する可能性があることが留意された。
- 保険会社から参加した複数のTRGメンバーは、キャッシュ・フローが純額で資産または負債であるかを決定するために、グループ・レベルでキャッシュ・フローを集計するという問題が、適用上の**上位3つの懸念事項の1つ**であることを確認した。これらのTRGメンバーの見解では、こうした情報を入手するためのコストは、その便益を正当化するものではない。

# 適用上の課題に関するアウトリーチ報告

## 議論の概要

### 受取保険料の識別における課題

- 受け取った保険料を追跡するという課題は、通常は保険カバーが保険料を受け取るまでは開始しない、**投資要素を含む生命保険契約**にはあまり関係しない可能性がある。
- その他の契約については、受領した**保険料を追跡**することが、**保険料配分アプローチ(PAA)**における**残存カバーに係る負債**を測定するためであっても、**財政状態計算書**に表示するためであっても、適用上の課題は類似している。
- IASBスタッフは**追加的な支援資料**の発行を提案したが、IFRS第17号は**報告される金額**を規定しているものの、その**決定方法を規定していない**ことを指摘した。
- 既存の業務慣行では、企業は、(時として請求ベースではなく、未収ベースの) **受け取るべき保険料**の総額および未経過保険料の金額を表示し、**重要な業績指標**とみなしている。しかし、IFRS第17号の下では、これらが**失われるか、または代替的な業績指標となる可能性がある**。

# 適用上の課題に関するアウトリーチ報告

## 議論の概要

### 決済期間中に取得された契約の取扱い

- 決済期間中に取得された契約については、保険事故が**発生保険金の最終的なコストを決定**する。
- したがって、**発行者の決済期間が取得者のカバー期間**となり、**発行者の発生保険金に係る負債**は**取得者の残存カバーに係る負債**となる。
- 適用上の懸念は、直接発行した保険契約と取得された保険契約に異なる会計処理を適用しなければならないことから生じる。
  - 取得者は、取得された契約に一般モデルを適用しなければならないが、発行企業であったならば、PAAを適用した可能性がある。
  - 取得者は、取得された契約の収益を決済期間中に認識しなければならないが、直接発行した類似の契約についてはそうした処理を行わない。
- 業績表示については、当初予想の変化を保険サービス損益に計上しなければないと認めながらも、多くのTRGメンバーが、**そのような契約について保険収益を計上する妥当性**に疑問を呈した。

# 提出された他の論点に関する報告

## 背景および議論の概要

- 今回のTRG会議では、2018年1月2日以降に提出された合計23件の論点のうち、11件が受理されたものの、本格的なペーパーにはならなかった。
- スタッフは、導入のための追加支援を目的として、これらの論点に関する**教育文書の公表**を検討する予定である。
  - S13-遡及適用の修正
  - S14-予想資産収益率
  - S28-直接連動有配当の保険契約-CSMへの調整
  - S29-純損益に含まれる保険金融収益または費用の配分に使用される割引率
  - S32-発行した不利な損失カバーおよび決済期間中に取得された契約
  - S35-集約レベル-不利な契約になる可能性がない場合
  - S37-予測される経済状況
  - S38-最低保証額の反映
  - S40-保有する再保険契約の割引率
  - S41-保有する再保険契約のカバー単位
  - S42-再保険契約の発行者の不履行リスク
- 以下のペーパーは、**TRG以外**のプロセスで検討される予定である。
  - S33-IFRS第17号の適用範囲: IFRS第17号は、保険会社以外の企業が通常発行する一定の種類の契約に適用されるか。

# 次のステップ

## IASB

- IASBは、IASB会議において、TRGに関する公開報告を受ける予定である。そこでの議論は、スタッフが5月のTRG会議で提案したIFRS第17号の修正（カバー単位に係る修正）に関する決定を導くものである。
- 次回のTRG会議は**2018年9月26日**にロンドンのIASBの新事務所で開催される予定である。
- 論点およびコメントの提出期限は**2018年7月20日**であるが、アジェンダ・ペーパーの早期公開が可能となるよう、早目の提出が奨励される。

## Deloitte

- 「IFRS In Focus – IFRS第17号 2018年5月2日 TRG会議」が近日中に公表される予定である。

# コンタクトの詳細

**Francesco Nagari**

Deloitte Global IFRS Insurance Leader

+852 2852 1977 or [fnagari@deloitte.co.uk](mailto:fnagari@deloitte.co.uk)

**Keep connected on IFRS Insurance by:**

[Following](#) my latest Linkedin posts

Following me on Twitter: @Nagarif

[Subscribing](#) to Insights into IFRS Insurance Channel on YouTube

[Connecting](#) to IFRS Insurance Linkedin group for all the latest IFRS news

Adding Deloitte Insights into IFRS Insurance (i2ii) to your internet favourites

[www.deloitte.com/i2ii](http://www.deloitte.com/i2ii)

The screenshot shows the Deloitte IFRS Insurance homepage. At the top right is a large image of a mechanical watch movement. The main headline reads "IFRS Insurance" and "Counting cost or maximizing benefit?". Below the headline is a brief description: "Insurance companies have been waiting over a decade for a single global accounting standard that fits their unique and complex industry. Deloitte understands the insurance industry and its need to gain improved economies of scale and minimize duplication through mandated regulatory change." To the left of the main content area are three smaller boxes: "Press releases" (with a link to "IFRS 17: Deloitte comments on new international standard"), "Solutions" (with a link to "IFRS 17"), and "Analysis" (with a link to "Read about IFRS 17 on IAS Plus"). At the bottom right is a blue "Contact us" button with the text "Contact us via our online form".



#### About Deloitte Global

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more about our global network of member firms.

Deloitte provides audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. Deloitte serves over 80 percent of the Fortune Global 500® companies through a globally connected network of member firms in more than 150 countries and territories bringing world-class capabilities, insights, and high-quality service to address clients' most complex business challenges. To learn more about how Deloitte's approximately 286,000 professionals make an impact that matters, please connect with us on [Facebook](#), [LinkedIn](#), or [Twitter](#).

#### About Deloitte China

The Deloitte brand first came to China in 1917 when a Deloitte office was opened in Shanghai. Now the Deloitte China network of firms, backed by the global Deloitte network, deliver a full range of audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory and tax services to local, multinational and growth enterprise clients in China. We have considerable experience in China and have been a significant contributor to the development of China's accounting standards, taxation system and local professional accountants. To learn more about how Deloitte makes an impact that matters in the China marketplace, please connect with our Deloitte China social media platforms via [www2.deloitte.com/cn/en/social-media](http://www2.deloitte.com/cn/en/social-media).

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the "Deloitte Network") is by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

© 2018. For information, contact Deloitte China.



デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレートリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#), [LinkedIn](#), [Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド("DTTL")ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または"Deloitte Global")はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2018. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.



IS 669126 / ISO 27001

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited